

新幹線車いすスペース増

省令改正で3～6席以上へ

国交省

2021年の東京五輪・パラリンピックに向け、国土交通省は10月30日、新幹線車内の車いすスペースを増設するため、バリアフリー基準を定めた省令を改正した。1編成当たりの座席数に応じて3～6席以上設ける。

福井によると、新幹線の車いすスペースは現在、1編成当たり1～2席しかなく、車いすが通路にはみ出してしまう上にグループで乗車が難しいといった課題がある。

車いす利用者からの拡充要望や五輪・パラリンピックの開催を踏まえ、同省は昨年12月にJR各社や障害者団体をえた「新幹線のバリアフリー対策検討会」を立ち上げ、議論を進めていた。

席数や車内のレイアウトは、車いすに乗つたまま窓際で車窓を楽しむことや、大型車いす利用者が2人以上取り外すなどしてスペ

ースを確保する。両は設置が義務化され、既存の車両には努力義務を課す。（市川傑）

者による実証実験を通じて検討した。新たな基準は1編成当たりの座席数に応じて車いすスペースの数を設定した（多目的室を除く）。

基準の適用は21年7月1日から。7月1日以後に導入される新車